

とよさと霊園
墓所使用者募集案内書

(自由墓所)

鹿嶋市役所

鹿嶋市霊園墓所使用者募集について

1 募集する霊園の概要

- (1) 名称 とよさと霊園
- (2) 所在地 鹿嶋市大字猿田514番地
- (3) 墓所の種別

墓所の種別	区画面積	仕 様
自由墓所	12.0m ² (4.0m×3.0m)	境界杭のみ (囲障、地下納骨施設及び墓石は未設置)

2 使用者募集基数、使用料及び管理料

墓所の種別	使 用 料	管 理 料 (年額)
規格墓所	1,140,000円	12,000円/年

- ① 使用料には、墓碑等の設置費用は含まれていません。
- ② 使用料は、使用予定者として決定した方に納めていただきます。
- ③ 管理料は3年分ごとの納入とします。初回は使用料と一緒に納めていただきます。
- ④ 市外に住所を有する方の使用料は、上記使用料の20%増となります。

3 申込資格

- (1) 墓所を必要な方であれば、どなたでも申し込むことができます。
- (2) 申込者数が募集する墓所数を越えたときは、次に掲げる方を優先的に取り扱います。
 - ① 鹿嶋市に住所を有し、ご遺骨をお持ちの方
 - ・・・ご遺骨を自宅、または寺院等に仮安置している方
 - ・・・ご遺骨を縁故者の墓地に埋蔵、または寺院等に収蔵している方
 - ② 鹿嶋市に住所を有している方

4 申込期間

- (1) 随時申込みを受付します。

5 申込方法

- (1) 次の①から②までの書類を窓口において申込みください。
鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市市民生活部環境政策課 0299-82-2911 内線351

① 申込書（墓所使用許可申請書）

* 申込者の本籍、住所、氏名（フリガナ）、電話番号、希望する墓所の位置（列・番号）を必ず記入して下さい。

② 住民票抄本（本籍地記載のあるもの）

- (2) 申し込みは一世帯につき1通（1区画）のみです。二重申込及び虚偽等の不正申込をされると無効とします。
 - * 申し込みの際に提出していただいた書類は、お返し致しません。
 - * 申込書を提出した後の墓所の区画の変更はできませんので、希望墓所の記入は慎重に行ってください。

6 使用料及び管理料の納付

- (1) 「使用予定者」と決定した方に、使用料及び管理料の納入通知書を郵送します。
 - * 納入通知書は、2枚（使用料、管理料）となっています。
- (2) お近くの鹿嶋市指定金融機関へ納めてください。
 - * 使用料及び管理料の領収書は大切に保管してください。
 - * 納入通知書に記載されている納期限日までに使用料及び管理料を納入せず、連絡がとれないときは、使用を辞退したものととして取り扱います。
(辞退される場合は、所定の辞退届を提出していただきます。)
 - * **納入された使用料及び管理料は、返還できません。**
 - * 管理料は、霊園内の共有部分（道路・緑地等）の維持管理に使用します。各墓所区域内は、使用者が自己管理することとなります。

7 墓所使用許可証の交付

- * 使用料及び管理料を納入された方に「墓所使用許可証」を交付（郵送）します。

8 墓所の使用開始

- * **使用開始は墓所使用許可証交付後**からになります。
- * 墓碑等の設置工事や焼骨の埋蔵は、使用許可証の交付後に行うこととなります。

9 墓所使用上の注意

- (1) 墓所の使用許可期間は、30年です。
ただし、使用者が引き続き使用する場合は、許可期間を更新することができます。
- (2) 納入された使用料及び管理料は、原則として返還しません。
- (3) 墓所には、焼骨以外のものは埋蔵できません。
- (4) 墓所の使用権の譲渡、転貸、区画の変更はできません。
- (5) 囲障は使用開始決定後3年以内に設置してください。また、囲障設置時には工事届を提出し環境政策課員の立ち合いを受けてください。
- (6) 墓所に墓碑等の設備を設置する場合は、寸法等の制限があります。
- (7) 納骨施設は地下に設けてください。
- (8) 墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓所使用許可を受けた方の姓とします。
- (9) 墓碑等の設置は、使用者の負担です。なお、石材店の指定はありません。
- (10) 墓碑等を設置する場合は、墓碑工事届を提出し工事完了後に検査を受けてください。
- (11) 墓所は、使用者の責任において除草、清掃を行い清潔に使用し、お供え物等はお持ち帰ることとし、他に危険又は迷惑を及ぼさないようにしてください。

◆ 墓碑等の設置基準（自由墓所）

設備の種類	設 備 基 準
外 柵	1. 0m以内
その他の設備	3. 0m以内
盛 り 土	0. 5m以内

備 考 高さの基準面は、墓前通路面とします。

その他の設備は墓碑・墓誌など、外柵以外の全ての設置物を指します。

設置物は区画の境界を超えないよう注意してください。特に、植栽を設置する場合は適切に管理してください。